

# 余っても捨てないで大丈夫！ 花火は10年間保管しても遊べる！！

## 使用期限と正しい保管方法について

夏の遊びと言ったら多くの人が最初に思い浮かべるのは、※おもちゃ花火かもしれません。夏の風物詩である花火、たくさん買って使いきれずに余らせて困った経験はありませんか？

実は正しく保管をすれば10年経っても遊べてしまうんです。「アメ玉から尺玉まで」※おもちゃ花火、煙火、玩具、雑貨、菓子を製造・販売する株式会社若松屋（本社：愛知県西尾市、代表取締役：佐野泰隆）が※おもちゃ花火の使用期限と正しい保管方法を説明します。

※おもちゃ花火：花火業界では「玩具花火」と呼びますが、当社では「おもちゃ花火」と呼び、手持ち花火、地面に置いて楽しむ花火など、個々が自宅や花火を許可されている広場等で楽しむ花火のことです。



## 花火の使用期限は？

おもちゃ花火のパッケージには使用期限の記載は一切ありません。記載がない理由は単純でおもちゃ花火には使用期限はないのです。

なぜなら花火で使われている火薬は経時劣化を起こしにくく、10年経っても品質を保つことができるからです。ただし、火薬は湿気に弱く、正しい保管方法をするのが大切です。（P L法により生産者責任は生産年より10年とされています。）

## 正しい花火の保管方法は？

極端に湿気の多い場所を避けて通気性の良い場所に保管してください。できれば、新聞紙に包んで紙袋に入れたり、乾燥剤などと一緒に保管することでより湿気ってしまうことを防げます。

また、湿気以上に気を付けたいのが火気のない直射日光を避けた場所に保管することです。

## 未使用の花火を処分する方法は？

湿気ってしまった花火や火が付かなかった花火、未使用の花火を処分する際はそのまま捨てることはせずに1週間ほど水につけてから各自治体の処分方法に沿って燃えるゴミで出してください。花火の火薬は水につけることにより分解され、火が付かなくなり、安全に処分できます。



手軽に遊べるおもちゃ花火ですが、使用期限や保管方法などを知らない人は多かったのではないのでしょうか。今回の内容だけでなく、おもちゃ花火の知識を広く知ってもらえるよう今後も花火の製品情報や豆知識など情報を提供していきます。

### 【若松屋について】

当社の主力商品である「花火」は、多くの人に感動と喜びを提供できる商品であり、「玩具」は子どもたちの豊かな感性を育む商品と考えています。今後も昭和12年の創業からの信念である「お客様第一」に基づき、「花火」「玩具」などの商品を通じて社会貢献をすることを目指していきます。

### 【会社概要】

会社名： 株式会社若松屋  
代表： 代表取締役 佐野 泰隆  
本社： 愛知県西尾市下羽角町岩谷56-1  
東京支店： 東京都台東区柳橋1-5-6  
貝吹工場： 愛知県西尾市貝吹町大牛切65  
ホームページ： <https://www.wakamatsuya.tv/>  
設立： 昭和39年(創業昭和12年)  
資本金： 3000万円  
年商： 35億円  
従業員数： 55名  
事業内容： 玩具花火、煙火、玩具、雑貨、菓子の製造・卸売

### 〈お問合せ先〉

株式会社若松屋 広報担当： 榊原

TEL (0563)52-1331 FAX (0563)52-3888

担当者携帯 080-3533-4777 mail s-sakakibara@wakamatsuya.tv